A班：『市民の権利や役割』

TM：三島、書記：安達、発表：北田
メンバー：長、木藤、伊藤、田村

『市民』とは？

●石狩市に住民登録がある
●石狩市に通勤・通学している
●市内の事業者（法人や団体も含む）
●いしかりにゆかりのある人
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
☆子どもも年齢に応じた（まちづくりの）責務や権利を有する

石狩市に生活圏のあるすべての人

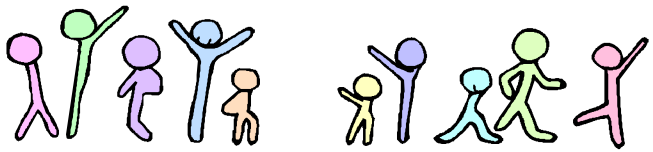

◇市民の責務と権利◇

責　　務	キーワード	権　　利
○まちづくりに関して自ら主体的に責任をもって発言や行動する責務 ○良い環境を作るため、一人ひとりが地域に貢献する責務 ○行政と協働してまちづくりをする責務	まちづくり・連帯	○市民が自らの意思で自由にまちづくりに参加する権利、参加しない権利
○こどもの安全を守る責務 ○良い環境をつくる責務	安心・安全・平和	○安全・安心・平和に暮らす権利
○互いを尊重する責務	平等・公平・人権	○個人として尊重される権利
○情報を行政と共有して活用する責務	情　報	○いろいろな情報を知る権利

①義務は拘束されている感があるため『責務』と表現したい。
②責務と権利のどちらを先に条文として規定すべきかについては、責務をきちんと果たしてこそ権利が付随するという考えから、まず責務について先に規定し、次に権利を規定した方がよい。
③市民の責務と権利は表裏一体の関係にあるため、責務と権利が対になるように条例上規定した方がよい。
④自治基本条例に規定する責務と権利に関するキーワードとしては、「まちづくり・連帯」、「安全・安心・平和」、「平等・公平・人権」、「情報」